

岩手県本庁舎広告募集要項

1 広告関係規程

広告掲出は、「岩手県広告取扱要綱」、「岩手県広告取扱基準」及び「岩手県本庁舎広告掲出要領」に基づいて行います。

2 掲出場所・掲出枠数

- (1) 岩手県本庁舎 1 階・地階エレベーターホール
 - ・ 1 階 若干枠
 - ・ 地階 若干枠
- (2) 岩手県本庁舎エレベーター内 2 枠

3 広告の種類・規格

- (1) 岩手県本庁舎 1 階・地階エレベーターホール
B 2 判縦（縦 728mm×横 515mm）のポスター掲出
 - (2) 岩手県本庁舎エレベーター内
A 2 判縦（縦 594mm×横 420mm）のポスター掲出
- ※ ポスターは、県が設置するパネルに掲出します。

4 掲出期間

令和 3 年度契約月～令和 4 年 3 月

※ 広告は、原則として掲出開始日の前日の午後 3 時から午後 5 時までの間に掲出し、掲出終了日の午後 3 時から午後 5 時までの間に撤去します。

5 広告掲出料（行政財産貸付料）

- (1) 1 階エレベーターホール
1 枠 / 11 か月の場合 121,785 円（消費税及び地方消費税含む）
- (2) 地階エレベーターホール
1 枠 / 11 か月の場合 61,285 円（消費税及び地方消費税含む）
- (3) エレベーター内
1 枠 / 11 か月の場合 61,021 円（消費税及び地方消費税含む）

6 掲出申込受付期間

令和 3 年 4 月 6 日（火）～令和 3 年度中の空枠が無くなるまで

※ 持参する場合の受付時間は、開庁日の午前 9 時から午後 5 時までです。

※ 毎月 15 日までの申込到着分について、原則翌月から契約・掲出開始とします。

7 応募対象者

岩手県広告取扱基準第 3 に該当しない民間企業等

8 掲出できない広告

岩手県広告取扱要綱第 4 条、岩手県広告取扱基準第 4 に該当する内容は掲出できません。

9 申し込み書類と提出先

- (1) 岩手県本庁舎広告掲出申込書
 - ※添付の申込書をダウンロードしてください。
 - ※申込書の確認事項をよく読んでチェックをお願いします。
- (2) 委任状(代理人が申込者の場合)

(3) 添付書類

- 1) ポスター図案・説明書等
 - ・ 掲出しようとするポスター図案（イメージ、ラフ・スケッチ等）や 広告内容の説明書、関連資料等
 - 2) 広告主の業務内容がわかるもの
 - ・ 会社概要等および広告主のホームページのURL
 - 3) 岩手県に業者登録(物品・工事・委託 等)している場合は、現在有効な通知の写し
- (4) 提出先は、下記 12 の問合せ・申し込み先(管財課)です。郵送または持参してください。

10 申し込みの際しての留意事項

- (1) 申し込み期間は、年度末までを単位とします。
- (2) 申し込み枠数は、原則として1者につき1枠までとします。
(応募枠数が枠数に満たない場合などには、この限りではありません。)
- (3) 広告作成費用は、広告主の負担となります。
- (4) 広告の掲出及び撤去に関する作業は、県が行います。
(掲出場所は指定できません。)
- (5) 広告掲出期間中に、広告を変更する場合は、変更の2週間前までに県への協議が必要です。

11 選定方法

申し込みのあった広告（掲出できない広告を除く。）について、先着順により選定します。

12 問い合わせ・申し込み先

岩手県総務部管財課

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号（岩手県庁2階）

TEL：019-629-5117（ダイヤルイン）、FAX：019-629-5139

E-MAIL：AH0005@pref.iwate.jp